

【公安告示】警備業務に係る検定合格者審査の実施

島根県公安委員会告示第5号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

令和7年3月7日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和7年5月9日（金）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和7年4月14日（月）から同月18日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(7) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(5) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(6) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(7) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(7) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が島根県内に所在するもの

(7) 住所地を管轄する警察署

(4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

- (1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査当日は、午後 1 時から午後 1 時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852－26－0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。